県・市懇談会 テーマ

提出市	テーマ	ページ
○行政・財政部会関係	テーマなし	
○社会文教部会関係		
北名古屋市	助産施設の拡充及び実情にあった対策について	1
知立市	公立保育所に対する施設整備補助について	2
西尾張ブロック	県福祉医療制度の見直しについて	3
津島市	各種検診、予防接種の業務委託料の県内統一化について	4
津島市	老人クラブ連合会に対する県補助金の復活について	5
豊明市	特別支援教育の充実について	6
豊明市・西尾張ブロック	生活道路や通学路の交通安全対策について	7
○経済部会関係		
豊明市	名古屋岡崎線道路改良事業について	8
田原市	海岸漂着物について	9
西尾張ブロック	県管理河川の維持について	10
新城市	道路標識の表示について	11
田原市	汚水処理施設整備交付金における予算の確保について	12
豊橋市・東尾張ブロック	あいち森と緑づくり事業について	13
豊橋市・岡崎市・刈谷市・安城市	優良建築物等整備事業における県費補助金の確保について	14

社会文教部会関係

1　助産施設の拡充及び実情にあった対策について

〔北名古屋市提出〕

尾張地区にある助産施設は一宮市民病院附属助産施設のみです。

しかし、北名古屋市は一宮市民病院附属助産施設の医療圏外のため、搬送時間等の関係で緊急時のリスクが増大することから受け入れが難しいのが現状です。

これに対し、前回の県市懇談会の場で、県の見解は、施設利用者数の実績、施設立地の地域的なバランスを考えれば、現状の助産施設数でセーフティネットとしての機能は果たされているとのことでした。

しかしながら、北名古屋市には助産施設利用予定者で入所先が決まっていない住民もおり、セーフティネットの機能が十分に果たされているとは言えません。

ついては、県におかれては、各医療圏等も考慮の上、助産施設利用予定者が安心できるセーフティネットの確保を要望します。

また、**助産施設の拡充が難しいのであれば、搬送時間等の問題で助産施設を利用できない場合に近隣の産婦人科医院や助産院を利用できる体制を検討していただくとともに助産補助対象にするよう要望します。**

2　公立保育所に対する施設整備補助について

〔知立市提出〕

第１次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）の制定に伴う児童福祉法の改正により、これまで国の法令で定められていた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が県の条例で定められることになりました。

県においては、その基準条例案の中で経過措置は設けるものの、保育所の乳児室面積基準を一人あたり１．６５㎡から３．３㎡に変更することを検討されています。既存の保育所は「乳児室は１．６５㎡あれば足りる」という前提での定員数で施設が造られているため、面積基準を拡大すると収容可能な乳児の人数が減少しますが、乳児は待機児童が多い年齢帯であり、待機児童の解消と相反することになります。

このような状況から、新しい面積基準が適用されると大規模な施設改修が必要となりますが、公立保育所は平成１８年度以降施設整備補助金が一般財源化されており、財政状況の厳しい都市自治体には大きな負担となります。

ついては、県におかれては、保育所の乳児室面積基準を変更するにあたって、そのために必要となる施設整備等に対する財政支援については責任を持って講じるよう要望します。

3　県福祉医療制度の見直しについて

〔西尾張ブロック提出〕

県は行革大綱に係る重点改革プログラムに従い、平成２６年度を目途に福祉医療制度の見直しを進めており、現在は担当課長レベルでの検討会議が行われています。

前回の県市懇談会において、制度の見直しについては都市自治体と幅広く意見交換し、一緒に考えていきたいとの回答でしたが、検討会議では制度の縮小が前提で話が進められており、都市自治体の意見が十分に反映されていません。

このまま制度が縮小されると、制度全体の後退を避けるために、都市自治体は県の縮小部分を財政負担せざるを得ない状況が想定され、都市自治体の財政負担が増大します。

また、その結果、財政力によって都市自治体間の制度格差が今以上に広がることが考えられます。

ついては、県におかれては、縮小を前提とした見直しではなく、都市自治体の財政負担の増大や都市自治体間の制度格差が生じないよう都市自治体との意見交換を十分行った上での見直しを検討するよう要望します。

４　各種検診、予防接種の業務委託料の県内統一化について

〔津島市提出〕

がん検診をはじめとした各種検診については、「かかりつけ医」による検診の実施を推進するためには、基礎自治体やその地域の医師会等が十分な連携を図りながら広域的な実施体制の整備が必要です。

また、予防接種についても地域医師会等と十分な連携を図り、「かかりつけ医」による個別接種を推進するなど地域に応じた実施体制の整備が必要です。

しかしながら、各種検診や予防接種の業務委託料は、各基礎自治体がそれぞれの管轄の医師会と契約しているため委託料に差が生じており、また、各基礎自治体から住民への経費助成額、住民の個人負担額にも差が生じています。

これらの差は、各種検診においては検診事業の広域化を困難にし、受診率の停滞を招く要因となります。また、感染症予防においては、最大の予防手段である予防接種の接種率向上の妨げとなっており、各種検診、予防接種を住民が平等に受けられる環境を整えることが重要と考えます。

ついては、県におかれては、基礎自治体と契約する各種業務委託料を県内で統一するよう県医師会へ働きかけるよう要望します。

5　老人クラブ連合会に対する県補助金の復活について

〔津島市提出〕

老後の生活を健全で豊かなものにするため、市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業は、都市自治体が県の補助金を受け老人クラブ連合会に助成することで高齢者の生きがいづくり、健康増進に貢献してまいりました。

しかしながら、平成２４年度から市町村老人クラブ連合会が実施する健康づくり事業が「愛知県高齢者在宅福祉事業費補助金」の補助対象から除かれたことにより、これまで行なっていた事業を中止せざるを得ない都市自治体もあります。

ついては、県におかれては、愛知県高齢者在宅福祉事業費補助金の市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業について補助制度を復活するよう要望します。

6　特別支援教育の充実について

〔豊明市提出〕

豊明市では、市内在住の児童・生徒６名が名古屋市にある肢体不自由児対象の県立港養護学校に通っています。

しかし、港養護学校に通学するには自家用車では約１時間、スクールバスでは名古屋市緑区のバス乗車場までの道のりを含め１時間３０分以上を要し、児童、生徒及び保護者にとっては大きな負担となっています。

一方、平成２３年度に市内の小学校に肢体不自由学級が開設されましたが、設備や指導体制は特別支援学校に比べ十分とはいえません。

ついては、県におかれては、県立養護学校への通学のためのスクールバスの乗車場や学校までの送迎のサポート体制の確立を図るとともに、小中学校に開設した肢体不自由学級への手すり付き洗面台の設置など設備面の支援や、専門知識をもった教職員の配置など指導体制の支援を講じるよう要望します。

7　生活道路や通学路の交通安全対策について

〔豊明市・西尾張ブロック提出〕

安全、安心で快適な道路空間を形成するため、生活道路や通学路のカラー舗装等の交通安全対策に取り組んでいますが、県内の交通死亡事故は依然として多発しております。

そんな中、生活道路や通学路などにおいても規制標識の老朽化や区画線その他道路標示の摩耗など、管理が不十分な危険箇所が発生してきており、早急に対応すべき課題が多くなってきております。

また、登下校中の児童生徒が巻き込まれる悲惨な交通事故が全国で多発しており、通学路のカラー舗装など注意喚起表示の重要性が増しています。

ついては、県におかれては、交通事故の減少に向けて生活道路、通学路を含めた道路交通環境の更なる安全性の向上を図るため、老朽化した規制標識や区画線等の改善、注意喚起表示の増設などに十分予算を確保するよう要望します。

経済部会関係

8　名古屋岡崎線道路改良事業について

〔豊明市提出〕

県事業である名古屋岡崎線は、名古屋市と岡崎市を結ぶ延長約２６．３㎞幅員３０ｍ片側２車線の道路として計画され、国道１号線の交通渋滞の緩和や沿線地域の社会基盤を形成する上で重要な幹線道路であります。

豊明市内においては約４㎞が計画され、このうち約１㎞は暫定供用され、約０．４㎞は用地買収等が進められていますが、残り２．６㎞は未着手のままとなっています。

事業区間が完成することで名古屋市内への交通の利便性は格段にあがり、交通量が増え、沿線地域が活性化されることが期待されます。

ついては、県におかれては、事業決定された区間を早期に整備するとともに、未着手区間は早期に事業決定し、事業区間を早期に完成させるよう要望します。

9　海岸漂着物について

〔田原市提出〕

突発的な豪雨等により海岸に大量の漂着物が流れ着くため、美観を著しく損ねて観光産業に悪影響を与えるとともに、環境保全の観点からも問題となっています。

このため、地域住民のボランティアによる海岸清掃活動が実施されていますが、大量の流木等の大型漂着物の撤去は、通常のボランティア活動では非常に困難です。

県が策定した「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づけば、本来、海岸漂着物等に対し主体的・先導的役割を果たすべきは海岸管理者である県となっています。しかしながら、県に対し処理要請をしたところ、「流木等処理負担金実施要領」に基づき、市が処理費用を予算措置すれば処理にかかる経費の一部を県が負担するという回答がありました。

県が主体的に行うべき業務を都市自治体に実施させ、事後に県が経費の一部を負担するという考え方は都市自治体には受け入れ難いものであります。

ついては、県におかれては、海岸漂着物の処理について、「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、海岸管理者として主体的・先導的に役割を果たすことを要望します。

また、**「流木等処理負担金実施要領」について「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」との整合性を図るための見直しを検討するよう要望します。**

１０　県管理河川の維持について

〔西尾張ブロック提出〕

県管理河川において、石積やコンクリート杭とコンクリート板からなる構造の護岸となっている上流未改修区間において、経年劣化により倒壊や崩落の危険性がある箇所が見受けられます。

また、堤外地には所々に自生した樹木が繁茂しています。

出水時には、劣化箇所や樹木による流水阻害箇所で、越水や決壊を引き起こす危険性が増大するため、これらの箇所を放置すると、大規模な災害につながる恐れがあります。

ついては、県におかれては、県管理河川の護岸の修復や堤外地における自生した樹木の除去などの適正な維持管理を進め、減災対策を講じられるよう要望します。

１１　道路標識の表示について

〔新城市提出〕

道路案内標識に関して、合併以前は基礎自治体名による案内でも位置関係が分かりやすかったものの、合併後は基礎自治体が広大となったことから基礎自治体名による案内だけでは位置関係が分かりにくいという意見が観光客から寄せられるようになりました。

観光の主流が自動車にシフトしている現在、遠方からの観光客等にとって分かりやすい案内標識の設置は大変重要であり、中には案内標識に地域の魅力を訴えるイラストを盛り込み観光ＰＲをしている基礎自治体もあります。

ついては、県におかれては、案内標識を道路利用者にとって分かりやすくするとともに観光ＰＲに資する表示に変更するよう要望します。

また、**表示の変更にあたっては基礎自治体の意見を聴取し、地域の観光戦略も踏まえた総合的な見地で整備されるよう要望します。**

１２　汚水処理施設整備交付金における予算の確保について

〔田原市提出〕

農業集落排水の整備に当たっては、国の汚水処理施設整備交付金を活用して、国：県：市＝５０：１４：３６の負担割合で事業の進捗を図っているところであります。

国への要望は県経由で行っていますが、県は近年の土地改良事業予算の厳しい削減を理由に、国への要望段階において都市自治体からの要望額を満額要求できない事態が生じています。

財政状況が厳しいのは国、県も都市自治体も同じであり、その中で選択と集中を図って事業を推進しているものと認識していますが、満額要求できない現状では事業が計画どおりに進まず、受益者にも多大な迷惑をかけるとともに投資効果の早期発現に支障をきたします。

ついては、県におかれては、農業集落排水の整備にかかる都市自治体の要望に基づいて、国へ満額要望するよう要望します。

１３　あいち森と緑づくり事業について

〔豊橋市・東尾張ブロック提出〕

平成２１年度から実施している「あいち森と緑づくり事業」は、「あいち森と緑づくり税」を財源に、森林、里山林、都市の緑をバランスよく整備、保全するための様々な取組が進められ、三河山間部の森林に留まらず、都市の緑化にも成果を出しつつあります。

この成果を次世代に引き継ぐためには、今後も事業を継続するとともに対象事業をさらに広げることが必要と考えます。

ついては、県におかれては、「あいち森と緑づくり税」の超過課税期間を平成２６年度以降も延長して、「あいち森と緑づくり事業」を継続するとともに、この事業をさらに推進するため、環境改善などの機能を有する新しい緑地として全国的なＰＲにもつながる路面電車の軌道緑化やそれに伴う芝生灌水の影響を受ける枕木等、公共施設や公立小中学校の机・椅子以外の備品等、公有林の整備についても補助対象とするなど、対象事業を拡大するよう要望します。

１４　優良建築物等整備事業における県費補助金の確保について

〔豊橋市・岡崎市・刈谷市・安城市提出〕

優良建築物等整備事業は、市街地再開発事業と同様に都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と市街地環境の整備を図る事業として活用されています。また、発生が危惧されている東海・東南海地震を始めとする災害に対する防災上の観点から、さらにはコンパクトシティ形成のための賑わい創出や都心居住の推進にも非常に有効な事業です。

しかし、国の補助制度は平成２５年度以降も継続されるのに対し、県からは新規事業に対する補助採択は非常に厳しい状況にあると伺っております。

この事業の補助金は補助対象金額の１／３までを国が、１／３を地方公共団体が負担し、合わせて２／３を施行者に補助する制度です。愛知県においては、これまで、県と市はそれぞれ１／６を負担しておりましたが、国の負担割合は地方公共団体の負担割合を上限とするため、県の補助がなくなると市の負担割合を増やさない限り、国の補助は１／６まで減額され、施行者には市の補助を合わせた１／３の補助にしかなりません。

本市では今後もこの優良建築物等整備事業を活用したまちづくりを計画しておりますが、このような状況では施行者の負担が増し、事業そのものが成り立たなくなる恐れがあります。

ついては、県におかれては、平成２５年度以降も必要な補助金を確保するよう要望します。